

3. 第90号議案 損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の件

第90号議案

損害賠償額の決定及びこれに伴う和解の件

次のとおり損害賠償の額を決定し、及びこれに伴い和解を成立させる。

令和6年2月15日提出

神戸市長 久 元 喜 造

1 本件の概要

令和2年2月6日、本市と相手方とは、本市を発注者、相手方を請負人として、下山手住宅4号棟とりこわし及び敷地整備工事に係る請負契約（以下「本件請負契約」という。）を締結した。その後、相手方が実施したアスベスト調査において、入札条件（設計内容及び工期）の前提の変更をせざるを得ない調査結果が判明したが、契約内容の同一性及び入札の公平性の観点から変更契約は不相当であるため、令和3年5月25日、本市は本件請負契約を解除した。

相手方からの損害賠償の請求について、おおむね次の内容で損害賠償の額を決定し、及びこれに伴い和解を成立させることとなったものである。

2 和解の相手方

神戸市垂水区舞子坂3丁目17番2号

春名建設株式会社

代表取締役 芝本 和彦

3 和解の内容の趣旨

- (1) 本市は、相手方に対し、本件請負契約の解除により相手方が被った損害に対する賠償金として金27,991,174円の支払義務があることを認める。
- (2) 本市は、相手方に対し、前号の金員を、この和解の成立の日から30日以内に相手方の指定する預金口座に振り込む方法により支払う。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 本市と相手方との間には、前各号に定めるもののほか、本件については何らの債権債務がないことを確認する。

理 由

損害賠償額を決定し、及びこれに伴う和解を成立させるに当たり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を経る必要があるため。